



令和9年度 保育所等利用申込みのご案内



受付期間

令和8年10月19日（月）～ 令和8年11月6日（金）

午前8時30分～午後4時30分（土日祝日を除く）

※受付時間内の来所が難しい場合はご相談ください

提出先

忍野村役場子育て支援課（忍野村保健福祉センター内）

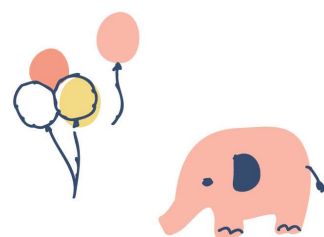
お問合せ先

忍野村役場子育て支援課 TEL 0555-25-7656

受付期間を過ぎた申込みは受付できませんのでご注意ください！！

目 次

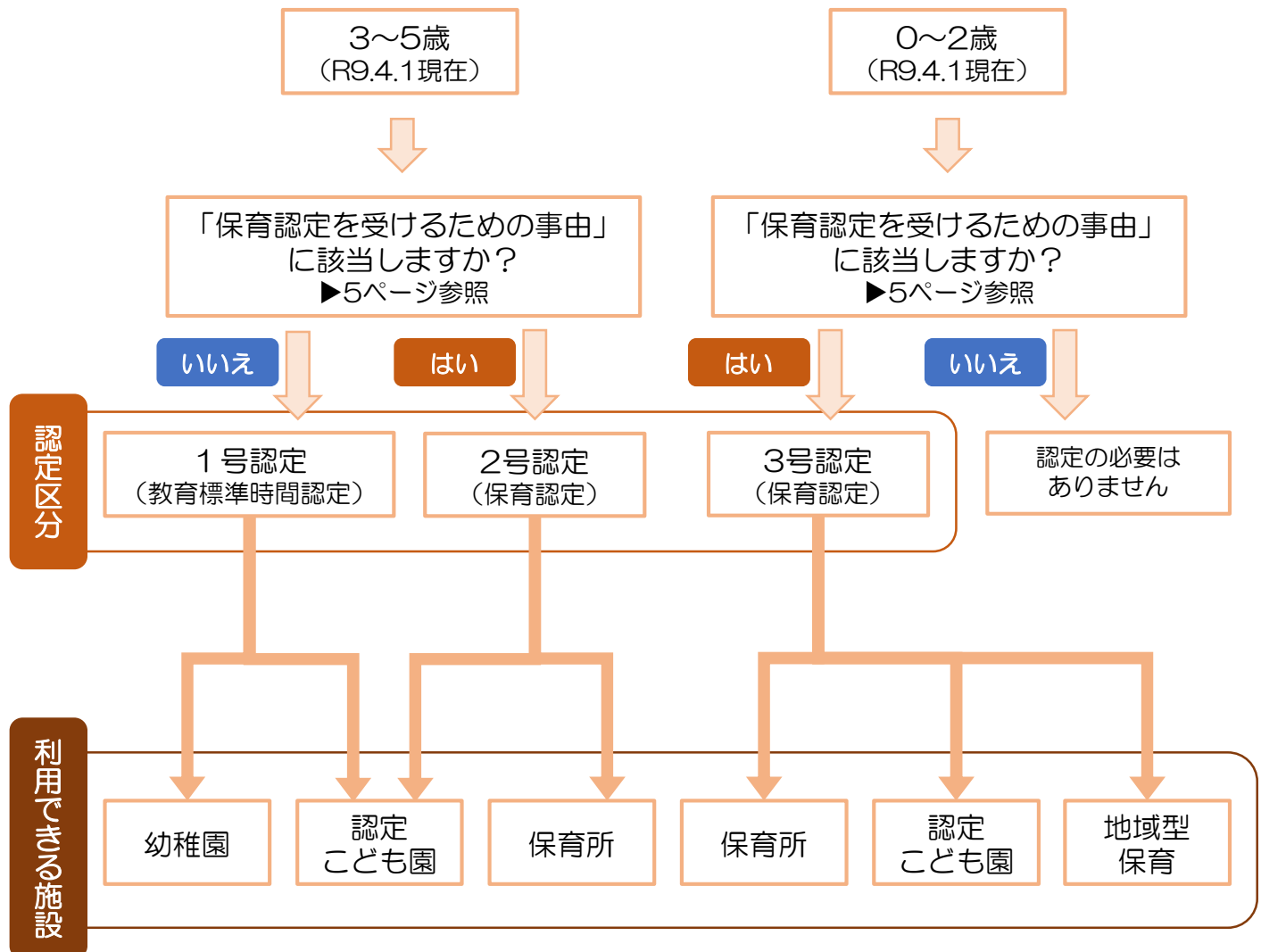
令和9年度クラス年齢表・施設の選び方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
保育施設について・認定区分と認定条件・・・・・・・・・・・・・・	2
村内施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
保育認定（2・3号認定）を受けるための保護者の事由・・・・・・・・	4
保育認定を受けるための事由がわかる書類・・・・・・・・・・・・・・	5
2・3号認定の保育時間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
認可保育所・認定こども園のお手続きの流れ・・・・・・・・・・・・	7・8
個人番号申告書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
認定の切り替えについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
保育所等の利用調整について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11・12
3歳未満児の保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
子育てのための施設等利用給付認定について・・・・・・・・・・・・	14
一時預かり事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15



令和9年度クラス年齢表

学年	生年月日
年長（5歳児クラス）	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
年中（4歳児クラス）	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
年少（3歳児クラス）	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
2歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2023年）4月1日
1歳児	令和7年（2025年）4月2日～令和8年（2026年）4月1日
0歳児	令和8年（2026年）4月2日～令和9年（2027年）4月1日

施設の選び方



※必要に応じて、一時預かり事業が利用できます（16ページ参照）

保育施設について

保育所

受け入れ年齢：0歳～5歳児

保護者が就労している場合や、病気・出産・介護等（保育認定を受けるための事由）で、一時的に家庭で保育することができない場合など、保育の必要性のある児童を保護者に代わって保育する施設です。忍野村には、現在公立2ヶ所があります。

認定こども園

受け入れ年齢：0歳～5歳児 ※施設により異なります。

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園の機能と保育所の機能の両方を併せ持つ施設です。忍野村には、現在公立1園、私立1園があります。

小規模保育施設

受け入れ年齢：0歳～2歳児

2歳以下の子どもを対象に、19人以下の少人数で保育を行う施設です。満3歳到達の翌年度から、保育所・認定こども園等へ転園していただきます。忍野村には、現在私立1園があります。

幼稚園

受け入れ年齢：2歳～5歳児

適切な環境を与えて心身の発達を助長することを目的とし、小学校以降の生活や学習の基盤を培う役割を担う学校です。忍野村には、現在幼稚園はありません。

認定区分と認定条件

認定区分	年齢 (R9.4.1)	認定の条件	利用できる施設
1号認定	3～5歳	満3歳以上で、2号認定以外のこども	幼稚園 認定こども園（教育利用）
2号認定	3～5歳	満3歳以上で、 <u>保育認定を受けるための事由※</u> に該当することも ※5ページ参照	保育所 認定こども園（保育利用）
3号認定	0～2歳	満3歳未満で、 <u>保育認定を受けるための事由※</u> に該当することも ※5ページ参照	保育所 認定こども園（保育利用） 小規模保育施設 等

- 1号認定 → 園へ直接申込み
- 2・3号認定 → 忍野村役場子育て支援課へ申込み

村内施設一覧

施設名		施設区分	住所	電話番号
公立	認定こども園 内野保育所（予定）	認定こども園 （R8.4～予定）	内野560番地	84-2104
	認定こども園 忍草保育所（予定）	認定こども園 （R8.4～予定）	忍草842番地1	20-5071
	認定こども園 忍野幼稚園	認定こども園	忍草1437番地	84-3637
私立	認定こども園 ウブントゥ忍野の森	認定こども園	内野3395番地1	84-1115
	森の中の保育園 エンジェルの森	小規模保育	忍草3101番地1	25-7602
	ファナック保育園	企業主導型保育 （認可外保育施設）※	忍草3515番地1 カルチャーセンター内	84-5541

※認可外保育施設になるため、直接ファナック株式会社へ申込みを行ってください。

★具体的な施設の案内については「幼児教育・保育無償化ガイドブック」をご覧ください。



保育認定（２号・３号認定）には、就労等の要件が必要となります。

保育認定（２・３号認定）を受けるためには、保護者が以下の事由に該当している必要があります。

なお、事由の変更は家庭の状況に応じ随時可能となります。

保育認定を受けるための事由	
①	就労、フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など （原則週４日以上勤務かつ１か月６４時間以上就労していること）
②	妊娠、出産 （認定期間は、出産予定日６週間前が属する月の初日～産後８週後の月末）
③	保護者の疾病、負傷、障害
④	同居又は長期入院等している親族の介護・看護
⑤	災害復旧
⑥	求職活動 （起業準備を含む。認定期間は３か月間のみ）
⑦	就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む） ※原則月６４時間以上を満たしていること
⑧	虐待やDVのおそれがあること
⑨	育児休業中 （３歳未満児の認定期間は出産後１年間まで）
⑩	その他、村長が認める場合



保育認定を受けるための事由がわかる書類

事由ごとに必要書類が異なります。

■：必ず提出する書類

□：いずれかの書類または、その他証明できる書類

保育を必要とする事由		必要書類（例）
①	就労（外勤・内勤）	■ 就労証明書 ■ 給与明細書直近3か月分の写し （就労予定の場合は後日提出） ■ 育児休業証明書 （育児休業中に慣らし保育を始める場合に限る）
	就労（自営業）	■ 就労証明書 □源泉徴収票 □直近の月の給与明細の写し □確定申告書の写し（第一表・青色申告決算書） □開業届出書の写し（新規開業の場合）等 ※1 □住民税申告書の写し（上記□が提出できない方）
	就労（自営業協力者） 自営業協力者が専従者であることを確認する。 A・Bいずれか提出がない場合には、指数減算を適用。	■ 就労証明書 ■ 就労を客観的に証明できる書類※2 ■ 直近の月の給与明細の写し （無給の場合は、事業主の署名捺印付きでその旨を説明してください。様式自由） □A確定申告収支内訳書（写） □B専従者給与届等 （家族への支払いが証明できるもの） □住民税申告書の写し（上記□が提出できない方）
②	妊娠、出産 （認定期間は、出産予定日6週間前の日が属する月の1日～産後8週後の月末）	■ 保育の必要性の申立書 ■ 母子健康手帳（写） 表紙と出産予定日を書き込んだページ
③	保護者の疾病、負傷、障害	■ 保育の必要性の申立書 □診断書 □身体障害者手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳（写）
④	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	■ 保育の必要性の申立書 □被介護者、看護者の診断書等 □介護、看護の状況等が分かる書類
⑤	災害復旧	■ 保育の必要性の申立書 □り災証明書等（写）
⑥	求職活動 （起業準備を含む。認定期間は3か月間）	■ 保育の必要性の申立書 □ハローワーク受付票（写） □雇用保険受給者資格証（写）
⑦	就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む）	■ 保育の必要性の申立書 □在学証明書または学生証（写）
⑧	虐待やDVのおそれがあること	■ 保育の必要性の申立書 □配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等（写）
⑨	育児休業 （認定期間は、未満児は出産後1年間まで）	■ 保育の必要性の申立書 ■ 育児休業証明書（写）

※1 就労形態によって提出書類が異なります。「提出書類チェックリスト」「自営業の就労に関する添付書類（法人格がない場合）」をご確認ください。

※2 自営業の客観的に証明できる書類一例：営業許可証、会社の登記事項証明書

2・3号認定の保育時間について

保育所及び認定こども園での保育を希望の方は、保護者の勤務時間等によって「保育標準時間」（11時間保育）と「保育短時間」（8時間保育）それぞれの利用区分に認定されます。

保育標準時間認定

フルタイム勤務を想定した利用

公立：午前8時～午後7時（保育時間最長11時間）利用

該当施設：

内野保育所・忍草保育所・認定こども園忍野幼稚園（2号）

私立：午前7時30分～午後6時30分（保育時間最長11時間）利用

該当施設：

森の保育園エンジェルの森・認定こども園ウブントゥ忍野の森（2号・3号）

※両親の就労時間がともに月に120時間以上の場合が基本となります。

120時間未満でも、短時間認定では日常にお迎えが間に合わない等の理由が証明されれば認定可能です。「妊娠・出産」「災害復旧」「DVのおそれ」「疾病・負傷・障害」が事由の場合も、標準時間で認定できます。

※同居親族がいて、送迎が可能な場合は短時間となります。

保育短時間認定

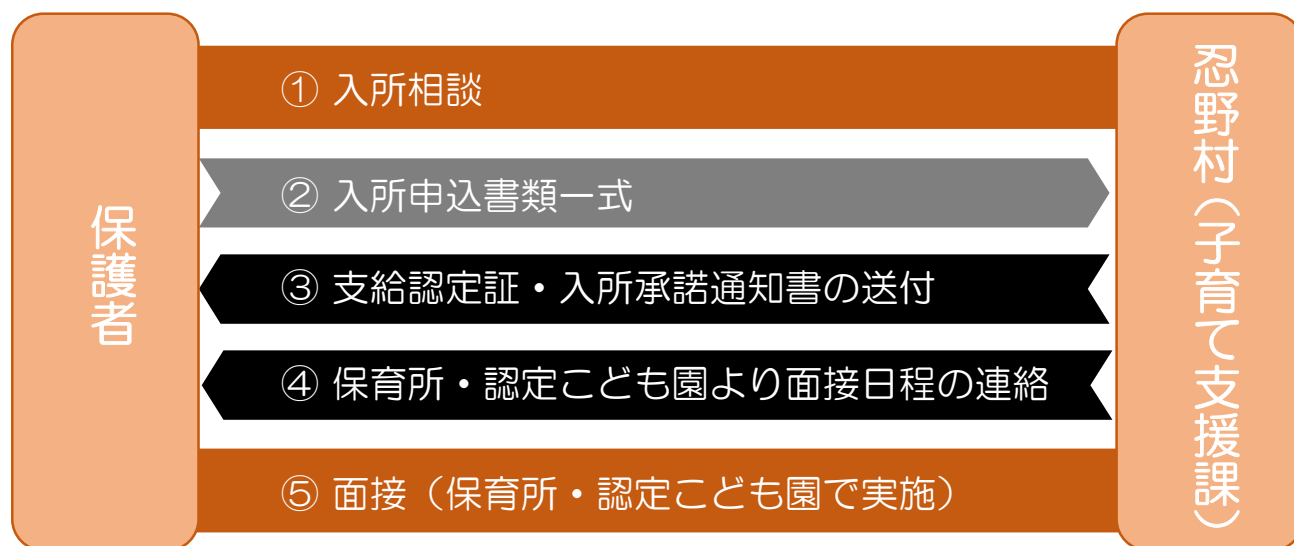
主にパートタイムを想定した利用

**公立・私立：午前8時30分～午後4時30分
（保育時間最長8時間）利用**

※両親の就労時間がどちらか一方が、あるいは共に120時間未満の場合



★入所・入園お手続きの流れ（２・３号認定）



申込書類	
①	給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書（児童１人につき１枚必要）
②	個人番号申告書
③	保育認定を受けるための事由がわかる書類
④	提出書類チェックリスト
⑤	その他必要書類

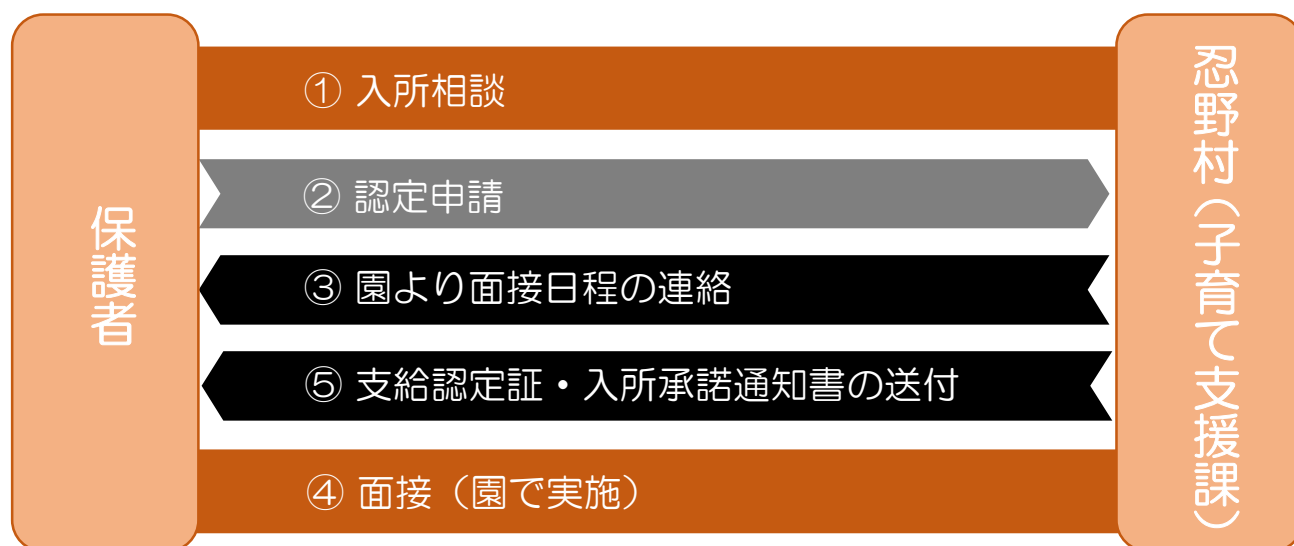
保育認定・入所（園）決定

児童の家庭状況などにより、当該年度1月下旬までに決定・通知し、その後説明会を2月中旬～下旬に実施します。兄弟での利用やひとり親家庭など必要性の高い児童から順に入所（入園）となります。 ※利用調整については12ページ参照

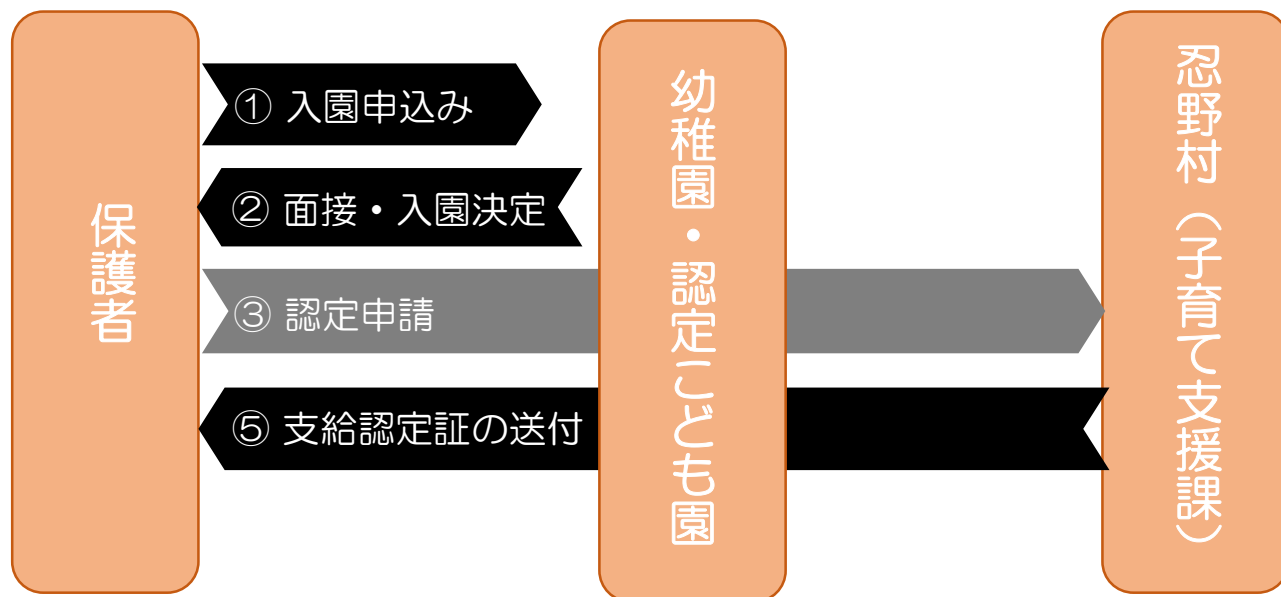
広域利用について

忍野村以外の保育施設に入所を希望される場合は、各市町村により受付開始日・締切日・必要書類等が異なります。事前に希望する市町村にご確認の上、子育て支援課までご相談ください。

★入所・入園手続きの流れ（認定こども園忍野幼稚園 1 号認定のみ）



★入所・入園手続きの流れ（忍野幼稚園以外の 1 号認定）



認定申請書類	
①	給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書（児童 1 人につき 1 枚必要）
②	個人番号申告書
③	入園許可証等の写し ※忍野幼稚園入園の場合は不要
④	提出書類チェックリスト

個人番号申告書について

認定に係る申請にあたっては、法に基づきマイナンバーの提出が必要となります。また個人番号申告書のマイナンバーが本人であることを確認するために「確認書類」が必要となります。

本人確認

=

番号確認

+

身元確認

①マイナンバーの記入

「個人番号申告書」へ保護者の個人番号を記入してください。

②本人確認書類の準備：保護者のみ（父・母いずれも）

マイナンバーを提出する際は、本人確認が必要となります。本人確認のため、書類をご用意ください。**家族全員分は不要です。**

マイナンバーカードを使う場合	「番号確認」と「身元確認」を一度に済ませることができます。 
マイナンバーカードを使わない場合	「番号確認」と「身元確認」でそれぞれ書類が必要となります。
「番号確認」 ・通知カード または ・住民票写 (マイナンバー入)	
「身元確認」 1点のみでOK	※いずれも顔写真付きの公的証明書 ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
「身元確認」 2点必要	・介護保険証 ・預金通帳 ・クレジットカード ・学生証 ・診察券 ・児童扶養手当証書 等

例) マイナンバーカードも顔写真付公的証明書もない場合：住民票写＋保険証＋預金通帳

③貼付け表作成

個人番号申告書裏面の「本人確認書類貼付け表」へ貼り付ける。

こんな場合は事由を切り替える必要があるため、必ず書類を提出してください！

◆ 就労していて妊娠した場合

- ・ 給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書
- ・ 保育の必要性の申立書
- ・ 母子健康手帳（写）

◆ 現在の就労をやめて仕事を探す場合

- ・ 給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書
- ・ 保育の必要性の申立書
- ・ ハローワーク受付票（写）もしくは雇用保険受給資格者証（写）

※認定期間は3か月となります

◆ 育児休業を取得する場合

- ・ 給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書
- ・ 保育の必要性の申立書
- ・ 育児休業証明書

◆ 育児休業から復職する場合

- ・ 給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書
 - ・ 就労証明書
- ※給料明細3か月分の写しは揃い次第後日提出

◆ 病気になり働くことができなくなった場合

- ・ 給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書
- ・ 保育の必要性の申立書
- ・ 医療機関の診断書や身体障害者手帳（写）など

◆ その他、就労状況等の変更により、保育時間を変更したい場合も手続きが必要となります。

次に該当する場合は子育て支援課に必ずご連絡ください！

- ① 児童が病気などで長期欠席をする場合（1か月以上）
- ② 住所が変わった場合（村内での転居、村外への転出、など）
- ③ 家族の状況に変化が生じた場合（離婚・再婚・保護者の変更）
- ④ 保護者が退職・就職・転職したとき
- ⑤ 修正申告などで、住民税に変更があったとき
- ⑥ 入所（入園）を希望する保育所・認定こども園を変更するとき
- ⑦ 入所（入園）の申し込みを取り下げるとき

保育所等の利用調整について

保育所等の申込みが利用定員等の条件を上回った場合、提出書類の内容を審査し、保育の必要性に応じて忍野村が定める「基本点数表」および「調整点数表」から家庭の状況を点数化し、点数の高い世帯から順に入所（園）を決定していきます。

入所（園）に係る利用調整については、点数表を基に行いますので、個々の世帯の家庭状況が影響することはありません。あらかじめご了承ください。

基本点数表

番号	類型		保育を必要とする事由	点数
1	就労		月160時間以上	10
			月140時間以上160時間未満	9
			月120時間以上140時間未満	8
			月100時間以上120時間未満	7
			月80時間以上100時間未満	6
			月64時間以上80時間未満	5
2	妊娠・出産		出産予定日6週前が属する月の初日から産後8週後の月末まで	9
3	保護者の 疾病・障害	疾病	おおむね1箇月以上の入院又はねたきりで、保育の必要性があるもの	10
		障害	障害者手帳（1～3級）、精神障害者保健福祉手帳（1～2級）、療育手帳Aを所持かつ保育の必要性があるもの	10
		その他	疾病、精神疾患、障害等のため保育の必要性があるもの	4
4	同居親族の介護・ 看護等		同居の親族を常時介護、看護している場合（ねたきり等）	7
			同居の親族を常時介護、看護している場合（上記以外）	3
5	災害復旧		震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たる場合	10
6	求職活動		求職活動中のため日中の外出を常態とするもの	3
7	就学		月16日以上かつ1日4時間の就学を常態とするもの	4
8	虐待・DV		児童虐待やDVのおそれがある場合	10
9	育児休業		未満児は出産後1年間まで	5
10	その他		その他村長の認める事由	

- 1 児童の保育が必要な保護者の事由に応じて、基本点数を設定します。
- 2 保護者それぞれの基本点数の合算を、申込み児童の基本点数とします。
- 3 複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が最も高い事由を採用します。
- 4 保護者は児童の父母を原則としますが、父母共にいない場合は、その他の保護者で基本点数を設定します。

調整点数表

番号	状況	点数
1	ひとり親家庭	7
2	生活保護世帯	2
3	生計中心者の失業	7
4	虐待・DV等	10
5	障害児	3
6	育児休業明け	1
7	兄弟同時利用	5
8	地域型保育等卒園児	1
9	保護者が保育士・保育教諭として勤務（村内勤務）	5
10	保護者が保育士・保育教諭として勤務（村外勤務）	3
11	申請書類に不備等がある	-1
12	自営協力者において、専従者であることが認められない場合	-2
13	その他村長が認める事由	

- 1 世帯において考慮すべき内容においては、調整点数により基本点数に加減算を行います。
- 2 調整点数は、保護者からの申込みに基づき、書類等で事実が確認できる場合に適用します。



3歳未満児の保育料について

3歳未満児のいる子育て世帯の経済的負担を軽減し、働きながら育児しやすい環境を推進するため、保育料無料化の対象でなかった「第1子・3歳未満児」の保育料も令和6年度より無料化の対象としております。無料化に係る申請は不要です。

※第2子以降・3歳未満児の保育料は平成28年4月より山梨県と忍野村で無料化しています。

●認可外保育施設を利用している児童の保育料について

認可保育施設の3歳未満児保育料の無料化に伴い、認可外保育施設に通う児童の保育料も1人あたり月額20,000円を上限として助成を行います。助成を受けるためには申請が必要です。

●助成までの流れ

1.保育料助成の申請

「忍野村3歳未満児保育料無料化申請書」に「保育料の額を明らかにする書類」を添付して子育て支援課窓口に提出してください。

2.保育料助成に係る決定

申請後、子育て支援課にて審査を行い、可否の通知を郵送にて送付します。

3.保育料の請求

助成の決定を受けた保護者宛に請求の案内を送付しますので、期日までに「忍野村3歳未満児保育料無料化事業実績報告書兼助成金請求書（償還払い請求書）」に「支払った保育料の額が確認できる書類」及び「振込先の口座番号がわかる通帳の写し」を添付して子育て支援課窓口に提出してください。

4.助成金の支払

請求の手続きを受付後、指定口座に振り込みとなります。

※請求は、年2回を予定しております。

- ・4月～9月分 10月
- ・10月～3月分 翌年度4月



●子育てのための施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）とは

幼稚園や認定こども園などを利用する際の預かり保育利用料等の補助（施設等利用費）を受けるために必要な手続きです。

1号認定で預かり保育を利用している場合で、認定を受けるための条件を満たしていれば、新2号・新3号に該当となり補助を受けることができます。補助額は「施設等利用費の支給額（月額）」をご確認ください。

●認定を受けるための条件

保育の必要性があると認定された子どもで、次のいずれかに当てはまる方（保育の必要性については5ページを参照）

- ・3～5歳児（新2号認定）
- ・満3歳児（新3号認定）※新3号認定は、住民税非課税世帯のみ

●認定の手続きについて

認定を希望される方は、必要書類を子育て支援課まで提出し、認定を受けてください。

必要書類	
①	子育てのための施設等利用給付認定（変更・現況）申請書
②	保育の必要性がわかる書類
③	提出書類チェックリスト
④	その他必要書類

●施設等利用費の支給額（月額）

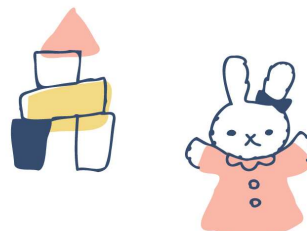
法定の月額上限と実際の月額利用料金を比較して低い方の額となります。費用は「日額490円×利用日数」で計算されます。

無償化の対象となる利用料については、給食費・通園費・行事費・その他実費（日用品代、制服代等）は含まれません。

●施設等利用費の請求について

保護者の方は、利用料を一度施設にお支払いいただき、後日請求書類を提出後、村より利用料をお支払いします。請求は、年2回を予定しております。

- ・4月～9月分 10月
- ・10月～3月分 翌年度4月



一時預かり事業について

保育所一時預かり事業とは、保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の病症による緊急時の保育に対応し、児童の福祉の向上を目的とした事業です。

●実施場所・対象となるかた

保護者とともに本村に住所を有しており、**幼稚園及び保育所等に通っていないお子さん**が対象となります。

実施場所・連絡先及び対象年齢については、以下のとおりです。

実施場所	連絡先	対象年齢
認定こども園 ウブントゥ忍野の森 (住所：忍野村内野3395番地1)	0555-84-1115	生後6か月から
忍野村立内野保育所 (住所：忍野村内野560番地)	0555-84-2104	満1歳から

※令和8年度4月より内野保育所では一時休止中です。再開時は別途ご連絡いたします。

●保育日時

月曜日～金曜日（土日、祝日、年末年始は除く）

午前9時00分～午後4時00分（午前9時00分前のお預かりはできません）

●利用料金

1時間350円（利用は原則1時間単位です）

●手続きの流れ

1.担当保育士との面談（初めて利用されるかたのみ）

電話にて面談日の予約を取り、お子様と一緒に担当保育士との面談を受けてください。
お子様の健康状況などの確認や用意するものの説明などを行います。

2.希望日の利用予約

希望日に利用可能か確認し、可能であることが確認出来たら予約をしてください。
利用予約は、利用希望日の1か月前から可能です。

3.利用申込書の提出

「一時預かり利用申込書」を利用施設もしくは子育て支援課に提出してください。

●利用料の支払い

利用料の支払いは施設によって異なります。

- ・ウブントゥ忍野の森を利用の場合

利用料は当日ウブントゥ忍野の森へ直接お支払いください。

- ・内野保育所を利用の場合

保育所より納付書を発行しますので、忍野村役場出納室にて1週間以内にお支払いください。

●注意事項

- ・希望者が多数になる場合や施設の行事と重なる場合には、お断りすることがあります。
- ・予約の変更・キャンセルは利用日の開所3日前までにお願いします。開所3日前以降の変更・キャンセルは、利用料金が発生します。ご了承ください。